

福岡市研究開発型スタートアップ成長支援事業補助金交付要綱

(通則)

第1条 福岡市研究開発型スタートアップ成長支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、福岡市補助金交付規則（昭和44年福岡市規則第35号。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(目的)

第2条 この補助金は、将来的に福岡市の経済をけん引する独自技術を持った研究開発型スタートアップ企業に対し、事業の推進に係る経費等を助成することにより、更なる成長を支援することを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者（個人事業者を除く。）をいう。
- (2) 大企業 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者以外の会社をいう。
- (3) 創業 個人が新たに会社を設立し、当該新たに設立された会社が事業を開始することをいう。
- (4) 創業日 会社の設立の日をいう。
- (5) 研究開発型スタートアップ企業 大学等の研究成果などを活用した中小企業者をいう。
- (6) 大学等 大学等とは国公立私立大学、国公立高等専門学校、大学共同利用機関法人、独立行政法人（国立研究開発法人を含む）、地方独立行政法人等をいう。
- (7) ベンチャーキャピタル（以下「VC」という。） 業としてベンチャー企業への投資機能を有し、スタートアップ等の事業化支援機能を有する法人をいう。

(補助対象事業)

第4条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、福岡市産業の国際競争力強化や雇用の拡大に寄与し、社会課題の解決に資する等、優れた事業と認められるものとする。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表第1に掲げる経費とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外するものとする。

(補助金の額及び補助率)

第6条 補助金の額は、前条の規定による補助対象経費に、別表第2に定める補助率を乗じた額又は別表第2に定める補助金の額の、いずれか低い額を上限とし、市の予算の範囲内で市長が適当と認めた額とする。

(補助対象者)

第7条 この要綱に基づき、補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、別表第3のいずれにも該当する者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる者は補助対象外とする。

- (1) 発行済株式の総数の過半数を同一の大企業が所有している者
- (2) 発行済株式の総数の3分の2以上を大企業が所有している者
- (3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の過半数を占めている者

（補助対象期間）

第8条 補助の対象期間は、交付決定により定めた日から当該年度の3月31日までとする。

（補助金の交付申請）

第9条 補助金の交付を受けようとする者は、市長に対し、市長が定める期日までに、別表第4に掲げる書類を添えて、補助金の交付の申請を行わなければならない。

2 申請者は、前項に定める申請書を提出するにあたって当該補助金に係る仕入れに係る消費税相当額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合には、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合については、その限りではない。

（評価の依頼）

第10条 市長は、別表第4に掲げる事業計画書に係る事業計画（以下「事業計画」という。）の評価を適正に行うため、評価委員会を設置する。

- 2 評価委員会は、学識経験者、支援機関の職員その他の専門家により構成する。
- 3 評価委員会では、事業計画について市場性、成長性、事業化可能性等の観点から補助を行うことの適否等の評価について、各委員から参考となる意見を収集する。

（補助金の交付の決定）

第11条 市長は、評価委員会の意見を踏まえ、補助金を交付すべきと認めたときは、すみやかにその決定の内容およびこれに付した条件を様式第4号により申請者に通知するものとする。

- 2 市長は、前項の場合において必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項につき修正を加えて補助金の交付の決定をすることができる。
- 3 市長は、第1項の評価の結果により補助金を交付することが不相当と認められたときは、すみやかにその旨を様式第5号により申請者に通知するものとする。

（決定事業の変更認定）

第12条 前条第1項に規定する補助金の交付の決定を受けた者（以下「交付決定者」という。）が、当該決定に係る事業（以下「決定事業」という。）を変更しようとするときは、様式第6号により市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該交付決定者にその旨を様式第7号により通知するものとする。

（事業の実績報告）

第13条 交付決定者が決定事業の実績を報告するに当たっては、市長に対し、次に掲げる書類を

提出しなければならない。

- (1) 補助対象事業実績報告書（様式第8号）
 - (2) 補助対象経費収支決算書（様式第9号）
 - (3) 補助対象経費の支払い実績がわかる書類
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 前項の報告は、当該決定を受けた日の属する年度の9月30日、12月28日、3月31日までに
行わなければならない。
- 3 前項の規定に関わらず、決定事業が完了したときは当該完了した日から起算して1月以内に
第1項の報告を行わなければならない。
- 4 第9条第2項に基づき交付の申請をした補助事業者は、本条第1項の実績報告書を提出する
にあたって、本補助金の仕入れに係る消費税相当額が明らかになった場合には、これを補助額
から減額して報告しなければならない。
- 5 第9条第2項に基づき交付の申請をした補助事業者は、本条第1項の実績報告書を提出した
後に、消費税及び地方消費税の申告により当該補助金の仕入れに係る消費税相当額が確定した
場合には、その金額（前項の規定により減額した場合は、その金額が減額した額を上回る部分
の金額）を消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第12号）により速やかに市
長に報告するとともに、市長の返還命令を受けて、これを返還しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第14条 市長は、前条の規定により実績報告を受けた場合においては、報告書等の書類の審査及
び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定
の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを確認し、適合すると認めるとき
は、交付すべき補助金の額を確定し、その旨を様式第10号により当該交付決定者に通知するも
のとする。

（補助金の交付）

第15条 補助金は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に交付するものとす
る。

（暴力団の排除）

第16条 市長は、暴排条例第6条の規定に基づき、本条に規定する排除措置を講じるものとする。

2 市長は、補助金の交付の申請を行う認定事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、こ
の要綱に定める他の規定に関わらず、補助金を交付しないものとする。

- (1) 暴排条例第2条第2号に規定する暴力団員
- (2) 法人でその役員のうち前号に該当する者のあるもの
- (3) 暴排条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者

3 市長は、補助金からの暴力団の排除に関し警察への照会確認を行うため、補助金の交付の申
請を行う認定事業者に対し役員の名（フリガナを付したもの）、生年月日、性別等の個人情報
の提出を求めることができる。

（決定の取消し）

第17条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全
部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 決定事業を取り止めたとき。
- (2) 虚偽の申請その他不正な行為を行ったと認められるとき。

- (3) 第4条及び第7条に規定する要件を満たさなくなると認められるとき。
 - (4) 第16条第2項各号のいずれかに該当したとき。
 - (5) 前4号に掲げるもののほか、補助金の交付の内容又はこれに付した条件その他法令、条例及び規則に基づく市長の処分又は命令に違反したとき。
- 2 前項の規定は、補助事業について交付すべき補助金の額の確定があった後においても適用があるものとする。
 - 3 市長は、第1項の規定による取消しをしたときは、その旨を様式第11号により当該交付決定者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第18条 市長は、前条により補助金の交付の決定を取り消した場合において、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めて、補助金の当該取消しに係る額の返還を命じるものとする。

(立入検査等)

第19条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助対象者に報告させ又は当該職員にその事務所、事業所等に立ち入り、帳簿その他の物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(状況報告)

第20条 市長は、交付決定者に対し、決定事業の進捗状況等について補助金交付決定を受けた当該年度から5年間は報告を求めることができる。

(財産の処分制限)

- 第21条 補助事業者は、補助事業により取得若しくは効用の増加した財産（以下、「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、かつ補助金の交付の目的に従ってその効率的運営を図らなければならない。
- 2 取得財産等のうち福岡市補助金交付規則第22条第2号の規定により市長が定める処分を制限する財産は、購入または製作する機械装置、器具、工具で、取得価格及び効用の増加価格が1個50万円以上のものとする。
 - 3 補助事業者は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める資産ごとの耐用年数までに処分しようとするときは、財産処分承認申請書（様式第13号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。
 - 4 市長は、前項の規定による申請が承認すべきものと認めたときは、当該補助事業者にその旨を様式第14号により通知するものとする。
 - 5 市長は、第3項の規定により、補助事業者が取得財産等の処分をすることにより収入があるときは、その収入の全部または一部を市に納付させることができるものとする。

(規定外の事項)

第22条 この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和2年8月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和3年3月31日限り、その効力を失う。なお、終期到来後の継続については、

その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

- 3 この要綱の失効に伴う経過措置については、別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。なお、終期到来後の継続については、その必要性の検証を踏まえた上で、終期到来までに判断するものとする。

(経過措置)

- 3 令和3年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和4年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和6年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和5年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(要綱の失効)

- 2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

- 3 令和6年3月31日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年8月29日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。なお、同日までに交付の決定を受けたものに係るこの要綱の規定については、この要綱の失効後もその効力を有する。

(経過措置)

3 令和7年8月28日までに交付決定を行った補助金に対して適用する本要綱の規定は、従前の例による。

(別表第1) 補助対象経費

コース	費用区分	内容
Aコース	(1) 大学等に帰属する特許の使用料	・ 特許使用料 等
	(2) 創業後、法人において新たに取得する特許の出願、維持にかかる経費	・ 出願手数料 ・ 特許（登録）料 ・ 名義変更手数料、更新手数料等 ・ 出願、維持にかかる専門家利用料 等
	(3) 資金調達や事業提携を目的として、商談のために展示会等に出展する際に要する経費	・ 資金調達や事業提携を目的とした展示会出展及びイベント参加等にかかる小間料及び参加費 ・ 交通費、宿泊費等の出展にかかる旅費 等
	(4) 人件費	・ 費用区分(1)(2)(3)にかかる時間に対応する直接人件費 ・ 経理事務に従事する場合の時間に対応する直接人件費 等
	(5) その他、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費	・ ただし交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外。
Bコース	(1) 試験機、試作機、試作品等の開発にかかる費用	・ 原材料費、消耗品費 ・ 加工費 ・ 機械装置等の購入費、リース料 ・ 試作機等製作委託費、発注費 等
	(2) 試験機、試作機、試作品等による実証実験やデータ収集等にかかる費用	・ 試験費用 ・ 試験委託費用 等
	(3) 旅費、人件費	・ 費用区分(1)(2)に対応する旅費 ・ 費用区分(1)(2)にかかる時間に対応する直接人件費 等
	(4) その他、事業を推進し、更なる成長のために必要な経費	・ ただし交際費、慶弔費、懇親会費、食糧費等は、補助対象経費から除外。

(別表第2) 補助金の額及び補助率

	補助金の額	補助率
A コース	200 万円	10 分の 10
B コース	1,000 万円	3 分の 2

(別表第3) 補助対象者

コース	対象要件
A コース	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研究開発型スタートアップ企業であること。 (2) 補助金の交付の決定を受けた年度の初日に、創業から5年を経過していないこと。 (3) 本社を福岡市内に置き、将来に渡って福岡市内で事業継続する意思を有すること。 (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。 (5) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。
B コース	<ul style="list-style-type: none"> (1) 研究開発型スタートアップ企業であること。 (2) 補助金の交付の決定を受けた年度の初日に、創業から10年を経過していないこと。 (3) 本社を福岡市内に置き、将来に渡って福岡市内で事業継続する意思を有すること。 (4) 市税に係る徴収金（市税及び延滞金等）を滞納していないこと。 (5) 役員が福岡市暴力団排除条例（平成22年福岡市条例第30号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団員若しくは同条例第6条に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。 (6) VC等より既に出資を受けていること。

(別表第4) 申請書類

コース	申請書類
A コース	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 補助対象経費収支予算書（様式第2号） (3) 事業計画書 (4) 役員名簿 (5) 履歴事項全部証明書 (6) 定款、規約等 (7) 直近3か年分の財務諸表 (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
B コース	<ul style="list-style-type: none"> (1) 補助金交付申請書（様式第1号） (2) 補助対象経費収支予算書（様式第2号） (3) 事業計画書 (4) 役員名簿 (5) 履歴事項全部証明書 (6) 定款、規約等 (7) 直近3か年分の財務諸表

	(8) VC 等からの出資報告書 (様式第 3 号)
	(9) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類